

# 異議申出書

平成 22 年 7 月 26 日

杉並区選挙管理委員会 御中

異議申出人 古川英夫  
" 大塚康高

次のとおり異議の申出をします。

## 1 異議申出人の住所、氏名、及び年齢

杉並区善福寺 2-12-2 古川英夫 (70 歳)

杉並区善福寺 3-34-5 大塚康高 (67 歳)

## 2 異議申出に係る処分

平成 22 年 7 月 11 日執行の 参議院選挙、杉並区長選挙、杉並区議補欠選挙

## 3 異議申出に係る処分があったことを知った日

平成 22 年 7 月 20 日

## 4 異議申出の趣旨

平成 22 年 7 月 11 日執行の参議院選挙、杉並区長選挙、杉並区議補欠選挙 は無効とする決定を求める。

## 5 異議申立ての理由

(1) 異議申出人は参議院選挙、杉並区長選挙、杉並区議補欠選挙の選挙人である。

(2) 去る7月11日実施の選挙は 杉並区では 参議院選(東京選挙区、比例代表)と杉並区長選、区議補欠選において 前例が無い程の 多量の無効票が発生した。(これらの選挙に対し 合わせて 79,771 票が無効)

(3) 今回 各投票所にては 参議院選の比例区、選挙区用自書式投票用紙各 2 枚を選挙人に同時交付し その後、区長、区議補欠選用の自書式投票用紙 2 枚を同時に選挙人に渡した。

今回の無効票の内訳で 多いのは「名簿搭載者に記載ない氏名を記入」した例である。この内訳数を見ると 参議院比例代表については 前回(3年前の参院選)846 票に対し 今回は 14,507 票の多さである。

この異常さの原因は 自書式投票用紙 2 枚を同時に渡したため 東京選挙区、比例代表の各用紙を取り違えて記入してしまったケースが考えられる。(区長選、区議補選に関しても 5,442 票、4,218 票と 多く発生しており、同様の取り違えと考えられる)

(4) この様に同時に 2 枚の用紙を渡された場合には余程慎重に見極めないと 間違いなく記入する事は難しい。事実 期日前投票に出掛けた人が 投票所で 2 枚同時に用紙を渡され「これでは間違いが必ず起こる！」と 杉並区選管に改善方を提案されたと聞いている。にも拘らず不採用となったが その根拠は不明である。

(5) また、区選管が この方式採用について 事前に都選管にお伺いを立てたところ『前提条件として 用紙取違えによる誤記載の防止を徹底する様に…』と注文が付いた事を聞いた。

(6) この様に多くの危惧の念を持たれながらも 強行し そして今回の多量の無効票発生させたことは絶対に許されない事である。

(7) 議会制民主主義にあつて、選挙はきわめて重要な国民の権利であり、国家の基本である。そして、選挙管理委員会は、有権者が自らの権利行使を果たすように働きかける立場にある。したがって、投票に赴いた有権者に対し、その権利を誤りなく行使する環境を保証する責任は、限りなく重い。

(8) 2 枚ずつ渡された投票用紙があべこべに書かれた場合には 今回の当落が逆転するケースも発生する。

(9) 又、この様な事実があった事を一部の人しか知らないのもおかしい。杉並区選管のコメント無しも不可解。

(10) 同日 滋賀県大津市では 参院選、知事選、県議補欠選と 投票用紙 4 枚を用いる選挙で 杉並区と全く同じ状況でありながら 参院選比例区の無効投票率は 2.91%と報道されている。(杉並区は 今回 7.54%)

(11) 上記に鑑み 今回の選挙は 杉並区選管に瑕疵が有り 無効である。

## 6 その他

(1)添付書類・・・杉並区選管資料 6 枚 及び 滋賀県選管資料 2 枚 添付

以上